

令和7年度

おさひめチャイルドキャンプ 運営方針

1、基本方針

おさひめチャイルドキャンプが大切に育んできた、子どもと養育者(職員)の日々のいとなみである「個別的養育機能」をさらに強化する。また、その基盤には「支援拠点機能」がある。

個別養育機能と支援拠点機能、地域の要保護・要支援児童等の支援にあたる「地域支援機能」、これら3つの機能を充実していくことを基本方針とする。

また、社会的養育推進計画により、「小規模かつ地域分散化された生活単位」「多機能化・高機能化された生活単位」を進める。

(1) 個別的養育機能

- ① 専門的支援機能
- ② 親子関係支援機能

(2) 支援拠点機能

- ① 施設養育者・支援者の支援機能
- ② 機関連携機能
- ③ 人材育成

(3) 地域支援機能

- ① 要保護児童等への予防的支援機能
- ② 一時保護機能

2、社会的養育推進計画

(1) 小規模かつ分散化された生活単位（江戸町2丁目）

- ① 小規模グループケア（別棟）
 - ア、個別的養育機能
 - 6名×3ユニット（18名）
 - その他 自立生活支援室(ステップアップルーム)

(2) 高機能化された生活単位（仲ノ町305番）

- ① 小規模グループケア（施設本体）
 - ア、個別的養育機能
 - 6名×2ユニット（12名）
- ② 管理棟
 - ア、地域支援機能
 - ・「飯田市こども家庭センター」への協力
 - ・学童クラブ(学童保育) 長期休暇期間中
 - ・一時保護施設 定員4名
 - ・飯田市母子ショートステイ事業
 - イ、専門的支援
 - ・心理療法担当職員の複数配置
 - ・里親支援 里親支援専門相談員の配置
 - ・自立支援担当職員の配置

- ウ、親子関係支援
 - ・親子訓練室 定員 1～2 世帯
- エ、アフターケア
 - ・退所児童の宿泊室の整備

3、重点事項 「子どもたち一人ひとりのニーズに応える施設づくり」

(1) 入所児童の権利擁護の取り組み強化

- ① 「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を通じて入所児童の権利擁護に努める
- ② 全国児童養護施設協議会「人権擁護のためのチェックリスト」の活用

(2) 基幹的職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、個別対応職員、自立支援担当職員等 専門職の活用

- ① チームケアを行う体制
- ② 心理的ケアや治療を必要とする子どもたちに対し、医療機関や関係機関との連携を強化し、専門職種の体制整備を図る
- ③ 人材確保のためのインターシップ制の導入
信州産学官インターシップ（長野県） 福祉の職場体験（長野県社協）

(3) 継続的・安定的な環境での支援の確保

- ① 施設本来の役割の充実を図り、入所中(インケア)から退所後(リービングケア)の家庭や子どもに対する支援
- ② 自立支援担当職員を中心に、退所した児童が自立した社会人として生活できるよう、アフターケアの充実 ソーシャルスキルの向上 ライフストーリーワークの実施
- ③ 大学等進学者へ当法人「長姫福祉会奨学金」の利用拡大を図り、退所児童への生活支援費用にも充てる（運用開始 10 年目）

(4) 地域支援事業

- ① 長野県内児相からの措置を優先するものの、名古屋市中央児相・愛知県中央児相からの一時保護や入所依頼には可能な限り応じる
- ② 各児童相談所からの一時保護の迅速な対応
- ③ 飯田市からのショートステイやトワイライトステイの利用

(5) 事業継続計画(BCP)の見直し

- 基本方針 人命の安全(入所児童及び職員)、社会的な供給責任、法人の経営維持
地域等との協調、二次災害の防止

(6) マニュアル・カリキュラムの整備と活用（別冊）

処遇向上には、施設内における情報の共有化と記録・文書の整理が重要である。さらに「計画立案---実施---チェック---改善の実施」といった流れの中で、職員一人ひとりの技術の確認・点検をする上でも各種マニュアルを整備し「福祉サービス」の向上に努める

(7) 施設整備

- ① 旧田中邸の取り壊しと整地・フェンスの設置
- ② A 棟屋根・外壁の断熱工事 （R8 居室内窓設置工事、R9 給湯設備の更新）